

## 2-2 大阪市における主な課題

大阪市の合計特殊出生率は全国と比較してさらに低くなっています。平成18年以降、出生数や合計特殊出生率が持ち直し、横ばい傾向にあるものの、総人口に占める年少人口、生産年齢人口の割合は減少しており、少子化への対応が喫緊の課題となっています。

加えて、子育て層と考えられる30歳代の市民と就学前のこどもが転出超過となっており、大阪市が子育て家庭にとって暮らしにくいまちになっていないか懸念されます。

現状から明らかとなった課題を克服し、大阪市の利点を最大限に生かしながら、こども・子育て支援施策を総合的に推進することにより、大阪市を子育てしやすいまち、子育てしたいと思えるまちにしていくことが重要です。

### (1) こどもや青少年を取り巻く課題

#### ①確かな学力の向上

全国学力調査では、基礎的・基本的な「知識」とともに、「知識」を活用する問題に課題がみられます。知識や技能を活用しながら自ら学び自ら考えて課題を解決していく力、そして生涯にわたり学び続ける意欲を身に付けることが大切です。

また、すべての学習活動の基盤となる言語力を高めていくことも重要です。読書は言語力の育成に重要な活動ですが、大阪市のこどもは、テレビやDVDの視聴時間が長い一方で、読書意欲が低い傾向や読書習慣が十分に定着していない傾向がみられます。本に親しむ環境づくりを進めるなど、こどもや青少年の言語力を豊かにしていくことが重要です。

#### ②社会で共に生きていく力の育成

大阪市のこどもは規範意識が低い傾向がみられます。こどもや青少年が社会の中で互いを尊重しあいながら共に生きていけるよう、規範意識や社会性を育成していくことが重要です。

また、情報化が急速に進展する中で、こどもや青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。スマートフォン・テレビなどの情報メディアが発展する中で、人との交流やコミュニケーションの機会が減少しています。情報収集は得意な人が多い一方で、情報をまとめたり、他の人に伝えることを苦手と感じる人が多い傾向がみられます。これからの社会で生きていくうえで、情報活用能力やコミュニケーション能力を一層高めていく必要があります。

#### ③自己肯定感の醸成

大阪市のこどもは、自分にはよいところがあるという自己肯定感や、将来の夢や希望を持つ割合が低い傾向にあります。自分に肯定的なイメージを持つことは、生きていくうえでのあらゆる力の源泉となるものであり、こどもや青少年が自分に自信を持ち、未来に向かっていきいきと成長できるように支援していくことが大切です。

#### ④多様な体験ができる環境づくり

大阪市のような大都市では、自然にふれる機会が少なく、また、少子化や核家族化、遊びの変化などにより、異年齢の人との交流や集団による活動など、さまざまな体験機会の減少が懸念されます。大阪市では、地域の環境がこどもにとって体験活動に参加しやすいと思う就学児童の保護者は約2割と少ない傾向がみられます。

こどもや青少年は、さまざまな実体験や多様な人との交流の中で、生命や自然を大切にす  
る心や他者を思いやるやさしさ、社会で守るべきルールなどを学んでいきます。こどもや青  
少年の成長にとって多様な体験ができる環境を整えていくことが重要です。

#### ⑤健康・体力の保持増進

全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、運動やスポーツをする児童生徒としない児童  
生徒の二極化が明らかになっているとの課題がみられます。

生涯にわたり心身ともに健康で、活力のある生活を送るために、子どもの頃から主体的に  
運動する習慣を身につけ、基礎的な体力を養うなど、健康を管理する能力を形成することが  
重要です。また、社会状況の変化に対応し、現代的な課題について学校園・家庭・地域が連  
携して取り組み、子どもの生活環境を整え、子どもが自らの健康や安全を管理する能力を身  
に付けるため、発達段階に応じ、適切な指導を早い段階から進める必要があります。

#### ⑥健全な生活習慣の形成

大阪市のこどもは、朝食を毎日食べない割合が高い傾向や就寝時間が遅い傾向がみられる  
など、生活習慣に課題がみられます。生活習慣は生涯を通じた健康の保持増進にとって大切  
であることはもとより、学力にも関連するなど、心身の健やかな成長や生涯の生き方にも影  
響を与える重要なものです。生活習慣は一朝一夕で身につくものではなく、幼い頃からの積  
み重ねが大切です。発達段階に応じて健全な生活習慣を形成し、維持、向上できるよう、家  
庭はもとより保育所や学校園、地域が連携して取り組んでいくことが重要です。また、大阪  
市では、食育への関心度が高い傾向があり、家庭や保育所、学校園、地域などが一層連携し  
て、実践に向けた具体的な取組につなげていく必要があります。

#### ⑦社会参加・社会的自立への支援

大阪市のこどもや青少年は、学校や仕事以外の活動に参加する割合は少ない傾向にありま  
すが、社会や地域の人役に立ちたいと思う割合は高くなっています。こうしたこどもや青  
少年の貴重な貢献意欲を大阪市のまちの活力として生かしていけるよう、社会参画を促す仕  
組みづくりが重要です。

また、昨今の経済状況は回復傾向にあり、雇用情勢は持ち直しの動きがありますが、失業  
者の3割強を若年者が占める状況にあり、経済的な自立が困難な若者が増えています。早期  
離職率の高水準での推移や学卒未就職者の増加などが懸念される中で、就業に向けて一人ひ  
とりの状況に応じた支援を推進していく必要があります。

## ⑧こどもや青少年が抱える課題への対応

いじめや不登校など、こどもや青少年はさまざまな課題を抱えています。重大な人権問題であるいじめは、それまで見過ごされていた軽微な事案も積極的に認知していることから、その認知件数が増加しています。最近では、インターネットやスマートフォン用無料通話等アプリを利用した「ネット上のいじめ」といった外から見えにくい形で進行している場合も多く、家庭や学校、地域が一層連携して、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組んでいく必要があります。不登校も中学校で急激に顕在化することが多く、その在籍比率は全国と比較して非常に高くなっています。不登校に至る背景も多様化・複雑化しており、「登校させる」ことだけを問題解決の目標にするのではなく、こどもや青少年の将来の社会的自立に向けた視点から、一人ひとりの状態に応じて支援していく必要があります。

## (2) 子育てをめぐる課題

### ①身近な地域の子育て支援

大阪市では、親族世帯が減少する一方、核家族の割合が高くなる傾向があります。核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化等により、子育てが孤立しやすい現状があります。大阪市においては、子育てが楽しいと感じ、つらいと感じないと答える保護者が多数を占めていますが、子育てを楽しみを感じず、つらいと感じると答える保護者も少なからず存在します。また、就学前のこどもの保護者の3人に1人、就学児童の保護者の4人に1人が、子育てのストレスなどからこどもにきつくあたってしまうことを悩みとしています。就学前のこどもを育てる保護者の約4割が、親子が安心して集まれる集いの広場やこどもの一時預かりを希望しており、在宅での子育てを身近な地域で支援する仕組みの充実が必要です。また、大阪市ではひとり親家庭など多様な家族形態の子育て家庭があることから、各家庭の状況に応じたきめ細かな子育て支援を充実していく必要があります。

その他、三世帯同居に関する市民の意識調査では、妻の親との近居を好ましく感じている市民も多いため、長期的な視野から、三世帯同居や近居の意義を検討してみることも重要です。

### ②仕事と生活の調和

大阪市において就学前のこどもを育てる保護者の約5割が、保育所などこどもを預ける施設を増やす、といった仕事と子育ての両立への支援が特に重要と考えています。大阪市の女性の就業率は国とほぼ同じ傾向にあり、30歳から34歳頃に出産や子育て等を機に仕事を辞める傾向があると推測されます。希望する人が子育てをしながら継続して働ける環境づくりを充実していく必要があります。大阪市の就学前のこどもを育てる女性の就労割合は増加しており、ニーズ等調査では、現在、就労していない人の3割が就労希望を持っています。今後、このような潜在的なニーズも視野に入れながら、子育て家庭の多様なニーズに対応する保育サービスを充実していく必要があります。また、就学児童の放課後活動についても、こどもの実態や保護者のニーズ把握に努め、多角的な視野からそのあり方を検討していく必要があります。

### ③児童虐待の防止・早期発見

全国的に、児童虐待によるこどもへの被害が後を絶たず、児童相談所への相談件数は増加の一途をたどっており、大阪市も同様の傾向にあります。児童虐待は、こどもや青少年の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与え、最悪の場合、生命にもかかわります。児童虐待を未然に防止することが何よりも大切であり、いざという時には可能な限り早い段階で発見し、迅速かつ適切に対応する体制を一層強化していく必要があります。

### ④社会的養護体制の強化

親の離婚や虐待など、さまざまな理由により家庭での養育が困難な状況にあるこどもが増加しています。地域社会において家庭の機能を補い、こどもの養育を支える社会的養護の仕組みを充実していく必要があります。児童養護施設等に在籍する児童の全体に占める被虐待児の割合が高い中で、こどもの状況に応じた適切な支援を行うため、こどもの生活の場である施設機能を充実し、より家庭的な養育環境を実現するため、施設の小規模化等を計画的に推進していく必要があります。また、家庭的な養育を行う里親委託は少なく、より多くのこどもが里親による養育が受けられるよう仕組みを充実していく必要があります。

### ⑤障がいのあるこどもと家庭への支援

「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく第4期障がい福祉計画に向けて告示された指針において、可能な限り障がい児支援の利用実態及びニーズの把握を行い、障がい児支援の種別ごとの必要量を見込むこととされているほか、障がい福祉計画は市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画と調和が保たれたものとする必要があること、障がい児支援の体制整備にあたっては、子ども・子育て支援法等に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図る必要があること等が記載されています。

大阪市においても、子ども・子育て支援法に基づく本計画の実行にあたり、障がい福祉計画と調和を図り、障がい児支援も含めた支援体制づくりと緊密に連携して取り組んでいく必要があります。

## (3) 子育て・子育て環境をめぐる課題

### ①子育てしやすいまちづくりの推進

子育てをする中で、子育てしやすい住居・まちの環境面での充実が重要ですが、地域におけるこどもの遊び場に関しては、就学前のこどもを育てる保護者の約4割が満足していない状況にあります。また、5割の保護者が、買い物などの合間の気分転換にこどもを遊ばせる場所がないことで外出する際に困る、困ったと答えています。現在子育てを担っている、あるいは将来子育てを担う若者が、将来ずっと大阪市内に住んでいたいと思う割合は5割に満たない状況となっています。子育て家庭が暮らしやすいまちづくりを一層推進していくことが重要です。

## ②安全・安心なまちづくりの推進

大阪市では、就学児童をもつ保護者の5割を超える人が、住んでいる地域でこどもが巻き込まれる事故や犯罪が増加していると感じています。大阪市では、これまでも家庭や保育所、学校園、地域、警察などが連携して、こどもの安全を守る取組を進めています。しかしながら、いまだ全国的にもこどもが被害者となる事案が多発しています。また、少年自身が犯罪の加害者となる事案も高い水準で推移しています。最近では、携帯電話（スマートフォン）やインターネットの利用が進み、こどもや青少年が犯罪の被害者にも、加害者にもなりやすい危険な環境にあります。こどもや青少年の安全を守る体制をさらに強固なものとしながら、安全・安心なまちづくりを推進していく必要があります。

## ③地域の子育て力、教育力の向上

大阪市においては、これまでも、市民の力により、地域でこどもをはぐくむ活動が活発に展開されてきています。近年、地域のつながりが希薄化している傾向にあることが懸念されますが、ニーズ等調査では、子育てが地域の人や社会に支えられていると感じる保護者の割合が6割を超えています。これまで積み重ねてきた市民の主体的な取組や市民と行政の協働による取組等を礎としながら、地域のつながりを一層強め、地域の子育て力、教育力を高めていくことが重要です。

## ④子どもの貧困

平成26年版子ども・若者白書によると、国際比較が可能な平22（2010）年で、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率が経済協力開発機構（OECD）加盟国33か国中25位、ひとり親世帯は33位となっており、我が国の子どもの貧困の状況が先進国の中でも厳しい事情を背景に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成26年1月に施行されました。

国においては法律に基づいて「子供の貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に策定されたところです。その大綱によると、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合を示す子どもの貧困率は上昇傾向にあり、平成25年国民生活基礎調査で16.3%となっています。また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満でこども（17歳以下）がいる世帯）のうち、大人（18歳以上）が一人の世帯の世帯員全体に占める、貧困線に満たない世帯員の割合は54.6%となっています。

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した効果的な施策に取り組むことが重要であるため、地方公共団体においても子どもの貧困対策について計画的に推進に努め、必要な施策や同法に定める必要な調査及び研究その他の必要な施策を講じ地域の実情に即し、効果的に取り組むことが重要となってきます。

大阪市においては、子どもの貧困対策については、第一に子どもに視点を置いて切れ目のない施策の実施等に配慮することが求められる法の趣旨に鑑み、本計画の中で、教育や福祉等の分野における関連する事業を総合的に推進することによってこどもの貧困状況が改善されることをめざすこととします。